

第6章 損害補償の内払処理等

第1 損害補償の内払処理

1 趣旨

年金たる補償等については、支給停止又は減額すべき事由が生じたにもかかわらず、それをしないで年金が支給されてしまう場合がある。このような場合、その支給停止すべき期間又は減額すべき部分に係る分として支払われた年金たる補償等は、その後に支払うべき年金たる補償の内払いとみなされる。これは、受給者の便宜と市町村等との債権管理事務の円滑化を図り、補償の支給事務の合理化を図ろうとするものである。

2 損害補償の内払

(1) 年金たる補償に係る同一補償内の内払処理

年金たる補償の支給停止すべき事由又は減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、年金たる補償の支給が停止又は減額されることなく支払われたときは、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなして処理されることになる。
〔基準政令 § 16①〕

したがって、後に支払われるべき金額が、内払相当額を超えるときは、その超過額のみが支払われ、また内払相当額に満たないときには、内払相当額に達するまで支払われないこととなる。

なお、前記以外の場合の過払（例えば、計算誤りによる過払等）はこれに該当せず、その過払分の返還を請求することになる。

(注) 「年金たる補償の支給を停止すべき事由又は減額して改定すべき事由」には、次に掲げるものがある。

1 支給を停止すべき事由

- ① 遺族補償年金の受給権者が所在不明の場合
- ② 遺族補償年金前払一時金を受けた場合

2 減額して改定すべき事由

- ① 障害の程度の変更により傷病補償年金又は障害補償年金の額が減額改定される場合
- ② 遺族補償年金の算定基礎となる遺族の数の減少により当該年金額の額が減額改定される場合
- ③ 年金間調整の調整率が改定され、減額される割合が高まった場合

(2) 特定の補償相互間における内払処理

次に掲げる左欄の補償を受ける権利が消滅し、同一の傷病に関し、新たに右欄の補償を受けることとなった場合で、引き続き左欄の補償が支給されたときは、右欄の補償の内払とみなして処理されることとなる。
〔基準政令 § 16②③〕

受給権を失ったもの	新たに支給されるもの
傷病補償年金	休業補償、障害補償
休業補償	傷病補償年金、障害補償

3 福祉事業の内払

次に掲げる福祉事業については前記2の(1)及び(2)の内払の処理に準じた取扱いが行われる。

(1) 同一の福祉事業（年金たる特別給付金）内の内払処理

- ① 傷病特別給付金 [福祉規程 § 25①]
- ② 年金たる障害特別給付金
- ③ 年金たる遺族特別給付金

(2) 特定の福祉事業相互間における内払処理 [福祉規程 § 25②③]

受給権を失ったもの	新たに支給されるもの
傷病特別給付金	休業援護金及び障害特別給付金
休業援護金	傷病特別給付金、障害特別給付金

第2 過誤払いの充当処理

1 趣旨

年金たる補償の受給権者が死亡し、その受給権が消滅したにもかかわらず、引き続き年金が支払われた場合において、その過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、その補償の支払金を過誤払による返還金債権に当てることができるものである。

2 充当方法

(1) 損害補償の場合

- ① 年金たる補償の受給権者が死亡し、その死亡に関して新たに受給権者となる者がいる場合で、当該受給権者となる者がその死亡に伴う過誤払による返還金債権の弁済をなす者であるときは、次に掲げる左欄の年金たる補償の種類に応じ、右欄に掲げる補償の支払額をその返還金に充当することができる。 [基準政令 § 16 の2 i、附則 § 1 の2⑤]

過誤払された年金たる補償	新たに補償の受給権者となった者に支給すべき補償
障害補償年金	遺族補償年金 遺族補償一時金 葬祭補償 障害補償年金差額一時金

遺族補償年金	遺族補償年金 遺族補償一時金 葬祭補償
傷病補償年金	遺族補償年金 遺族補償一時金 葬祭補償

② 遺族補償年金の受給権者が死亡したが、他に同順位者がいる場合でその受給権者の死亡に伴う過誤払債務の弁済をなすべき者であるときは、当該同順位者に対して支給される遺族補償年金の支払額を返済金債権の金額に充当することができる。 〔基準政令§16の2ii〕

(2) 福祉事業の場合

年金たる補償に係る傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金についても、前記(1)の①及び②と同様に取り扱うことができる。 〔福祉規程§26〕